農林中央金庫の自己資本の充実の状況等についての開示事項の一部を改正する件

〇金 融 庁 告示第

号

林中 央金庫法施行規則 (平成十三年内 閣 府令第十六号) 第百十二条第五号ニ、 第百十三条第三号ハ

並びに第百十六条第一 項及び第二項 の規定に基づき、 農林中央金庫 \mathcal{O} 自己資本の充実の状況等に うい て \mathcal{O} 開

示 事 項 (平成十九年金 融 庁告示第六号) Ø) _ 部を次のように改正する。

令和七年 月 日

金融庁長官 井藤 英樹

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改め、 改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

(第一面) (第一面) (第一面) (第一面) (単位:百万円) (単位:百万円) (単位:百万円) (単位:百万円) の項には、標準年度により、内部格付手法を採用したま (第二面) ・(第三面) ・(第三面) (第二面) (第二面) (第三面) 同起] (第四面) (単位:百万円) (第四面) (単位:百万円) (世面:□位:□位:□位:□位:□位:□位:□位:□位:□位:□位:□位:□位:□位:		ニ か	ものとする。 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみ この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみ	この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ ものトナス	(廷)					[同左]	CR1:資産の信用の質	_	(単位:百万円)	(第四面)	[(第二面)・(第三面) 略]	[yy~ccc 同左]	(^欄及び三欄) をそれぞれ記載すること。	用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本額 用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本額	合にあっては自己資本比率告示第百五十五条の三の規定により、250 パーセントのリスク・ウェイトが適 合にあっては自己資本比率告示第百五十五条の三の規定により、250 パーセントのリスク・ウェイトが適	法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の三の規定により、内部格付手法を採用した場とにあっては自己資本比率告示第五十三条の三の規定により、内部格付手法を採用した場	xx 項番25 「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手 xx 項番23 「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手	[a~ww 同左]	るものとする。	この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ	(注)	[同左]	OV1:リスク・アセットの概要 OV1:リスク・アセットの概要	(単位:百万円)	(第一面)	(別鄉様式第二号)	改正後
---	--	-----	---	--	-----	--	--	--	--	------	-------------	---	----------	-------	-----------------	-------------	-----------------------	---	---	---	---	-----------	---------	---	-----	------	---------------------------------	----------	-------	-----------	-----

k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条に規定する延帯エクス ポージャー(自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポージャーを含む。)に該当するエクスポージ 解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト 事由の判定基準につき、説明を付すこと(資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載す 一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。) が生じ、その後当該デフォルト事由が ャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由(自己資本比率告示第百八十二条第

 $[1 \sim p]$ 西

CR2:デフォルトした貸出金・有価証券等(うち負債性のもの)の残高の変動

囷

るものとする この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ

算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。 リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計 なし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)及び信用 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみ

十八条に規定する延帯エクスポージャー(自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポージャーを含 百八十二条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。)が生じ、その後当該デフ <u>む</u>。)に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由(自己資本比率告示第 オルト事由が解消されていない状態を指すものとする。 この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四

> k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条に規定する延帯エクス てを記載すること。)。 デフォルト事由の判定基準につき、説明を付すこと(資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全 ルト事由が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用する 八十二条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。)が生じ、その後当該デフォ る場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延帯していることを 三月以上延帯債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いてい 則(平成十年金融再生委員会規則第二号。以下「金融再生法施行規則」という。)第四条第四項に規定する 四十八条第五項及び第四十九条第二項の規定により金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規 ポージャー(自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第 クスポージャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由(自己資本比率告示第百 |可項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをい<u>う</u>。) に該当するエ

[1~p 同左]

CR2:デフォルトした貸出金・有価証券等(うち負債性のもの)の残高の変動

(単位:百万円) (第五面)

[]五同]

るものとする この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ

リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計 なし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)及び信用 算することをいう。) に係る信用リスクは対象外とする この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみ

a この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第E 条第四項に規定する三月以上延帯債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて む。また、自己資本比率告示第四十八条第五項及び第四十九条第二項の規定により金融再生法施行規則第四 十八条に規定する延帯エクスポージャー(自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポージャーを含 延帯していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーを 九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超

(単位:百万円) (第五面)

[b~i 點]

(単位:百万円)

(第六面)

CR3:信用リスク削減手法

郡

Ĥ

るものとする, この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ

算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする なし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)及び信用 リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみ

いないエクスポージャーを指すものとする するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。)が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されて お、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条 内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由(自己資本比率告示第百八十二条第一項に規定 に規定する延帯エクスポージャー (自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポージャーを<u>含む</u>。) を、 ージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。な 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計(1+2+3)」の項に記載されたエクスポ

 $[\,f\!\sim\!\!m$ 毘

(第七面)

(単位:百万円、%)

フォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。 第百八十二条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。)が生じ、その後当該デ <u>いう。)に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由(自己資本比率告示</u>

[b~i 同左]

CR3:信用リスク削減手法

(単位:百万円)

(第六面)

[司左]

るものとする。 この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ

リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計 算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。 なし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)及び信用 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみ

[a~d 同左]

消されていないエクスポージャーを指すものとする 項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。)が生じ、その後当該デフォルト事由が解 四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十 お、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条 <u>う</u>。)を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由(自己資本比率告示第百八十二条第一 日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞 に規定する延滞エクスポージャー(自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポージャーを<u>含む。ま</u> ージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。な 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計(1+2+3)」の項に記載されたエクスポ /ていることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをい 自己資本比率告示第四十八条第五項及び第四十九条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第

[f~m 同左]

(第七面)

(単位:百万円、%)

CR4:標準的手法―信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果

囷

るものとする この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ

信用リスクは対象外とする。 みなし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)に係る この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトの

[a~ee 略]

ff 係る額を記載すること。また、項番10aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。 [項番 10a「延滞等(自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。)」の項には、延滞エクスポージャ (自己資本比率告示第四十八名に規定する延滞エクスポージャーをいう。以下この面において同じ。)に

gg~pp 墨

(第八面)

(単位:百万円)

CR5a:標準的手法_資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー

园

Ĥ

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ

信用リスクは対象外とする。 みなし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)に係る この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトの

 $[a \sim bb]$

一(自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポージャーを<u>いう</u>。以下この面において同じ。)に 項番 10a「延滞等(自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。)」の項には、延滞エクスポージャ

CR4:標準的手法―信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果

[元]

るものとする。 この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ

みなし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)に係る 信用リスクは対象外とする。 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトの

[a~ee 同左]

ff 項番10a「延滞等(自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。)」の項には、延滞エクスポージャ 計上しているものは、他の頃に重複して計上しないこと 日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由 として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌 り金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延帯債権に該当する事由が生じた場合に係る基準 一(自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポージャーをいう。ただし、同条第五項の規定によ としたエクスポージャーをいう。 以下この面において同じ。)に係る額を記載すること。また、 項番 10a に

[gg~pp 同左]

CR5a:標準的手法_資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー

(単位:百万円)

(第八面)

[用左]

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ

みなし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)に係る 信用リスクは対象外とする この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトの

[a~bb 同左

cc 項番 10a「延滞等(自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。)」の項には、延滞エクスポージャ 一(自己資本比率告示第四十八条に規定する延帯エクスポージャーをいう。ただし、同条第五項により金融

係る額を記載すること。また、項番10aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

[dd~jj 略]

[(第八面の二) ~ (第二十九面) 黙

(第三十面)

(単位:百万円)

Ê

园

IRRBB1:金利リスク

るものとする この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ

測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。 また、自金融機関がこの面の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計

c この面において「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期 動幅(ベーシス・ポイント)」を加える金利ショックをいう。 間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「パラレルンフトに関する金利変

通貨	パラレルシフトに関する金利変動幅(ベーシス・ポイント)
[時]	
オーストラリア通貨	<u>350</u>
[略]	
スイス通貨	<u>175</u>
中華人民共和国通貨	<u>225</u>
欧州経済通貨統合参加国通貨	<u>225</u>
英国通貨	<u>275</u>
中華人民共和国(香港特別行政区)通	<u>225</u>
貨	

しているものは、他の項に重複して計上しないこと <u>たエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。)に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上</u> 起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由とし て、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を 再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滯債権に該当する事由が生じた場合に係る基準とし

[dd~jj 同左]

[(第八面の二) ~ (第二十九面)

(単位:百万円) (第三十面) 阻

IRRBB1:金利リスク

開土

るものとする。 この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ

測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。 また、自金融機関がこの面の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計

[a·b 同左]

間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「パラレルンフトに関する金利変 動幅(ベーシス・ポイント)」を加える金利ショックをいう。 この面において「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期

通貨	パラレルシフトに関する金利変動幅(ベーシス・ポイント)
[同左]	
オーストラリア通貨	300
[同左]	
スイス通貨	100
中華人民共和国通貨	250
欧州経済通貨統合参加国通貨	200
英国通貨	250
中華人民共和国(香港特別行政区)通	200
貨	

[曜各]	南アフリカ共和国通貨	[略]	シンガポール通貨	スウェーデン通貨	サウジアラビア通貨	[略]	大韓民国通貨	[略]	インド通貨	[略]
	<u>325</u>		<u>175</u>	<u>275</u>	<u>275</u>		<u>225</u>		<u>325</u>	

じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅(以下この面において この面において「スティープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応 「スティープ化に関する金利変動幅」という。)を加える金利ショックをいう。

$$\underline{\Delta S_{steepener,c}(t)} = -0.65 \cdot \left(\underline{\bar{S}_{short,c}} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) + 0.9 \cdot \left(\underline{\bar{S}_{long,c}} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right)$$

 $\Delta S_{steepener,c}(t)$ は、スティープ化に関する金利変動幅

cは、通貨(以下この面において同じ。)

は、、将来の期間を年数で表した値(以下この面において同じ。)

 $\overline{S_{short,c}}$ は、通貨に応じて、次の表こ定める「短期金利に関する金利変動幅(ベーシス・ポイント)」(以 下この面において同じ。)

<u>Simg.c</u>は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅(ベーシス・ポイント)」(以 下この面において同じ。)

xは、4 (以下この面において同じ。)

小型作	短期金利に関する金利変動幅	制度を制定関ンは金属を制度
臣贝	(ベーシス・ポイント)	(ベーシス・ポイント)
[略]		
オーストラリア通貨	425	<u>300</u>
[略]		

インド通貨 400 [同左] 300 (同左] 200 サウジアラビア通貨 200 スウェーデン通貨 200			シンガポール通貨 <u>150</u>	[同左]	南アフリカ共和国通貨 <u>400</u>		[同左]
--	--	--	---------------------	------	-----------------------	--	------

e この面において「スティープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応 じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅(以下この面において 「スティープ化に関する金利変動幅」という。)を加える金利ショックをいう。

$$\underline{\Delta R_{steepener,c}(t)} = -0.65 \cdot \left(\underline{\bar{R}_{short,c}} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \underline{\bar{R}_{long,c}} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

 $\Delta R_{\mathit{Steepener,c}}(t)$ は、スティープ化に関する金利変動幅

cは、通貨(以下この面において同じ。)

tは、将来の期間を年数で表した値(以下この面において同じ。)

 $ar{R}_{short,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅(ベーシス・ポイント)」(以

 $ar{R}_{long,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅(ベーシス・ポイント)」(以)下この面において同じ。)

下この面において同じ。)

xは、4 (以下この面において同じ。)

				田叫
[同左]	オーストラリア通貨	[同左]	(ii)	证
	<u>450</u>		(ベーシス・ポイント)	短期金利に関する金利変動幅
	<u>200</u>		(ベーシス・ポイント)	長期金利に関する金利変動幅

[昭4]	アメリカ合衆国通貨	[略]	シンガポール通貨	スウェーデン通貨	サウジアラビア通貨	[略]	メキシコ通貨	大韓民国通貨	[略]	インド通貨	[略]	貨	中華人民共和国(香港特別行政区)通	英国通貨	欧州経済通貨統合参加国通貨	[略]	スイス通貨	カナダ通貨
	[略]		<u>250</u>	425	<u>375</u>		[略]	<u>350</u>		<u>475</u>			<u>375</u>	425	<u>350</u>		<u>250</u>	<u>275</u>
	<u>225</u>		<u>225</u>	200	<u>250</u>		<u>200</u>	<u>225</u>		<u>225</u>			<u>200</u>	<u>250</u>	<u>200</u>		<u>200</u>	<u>175</u>

f この面において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅(以下この面において「フラット化に関する金利変動幅」という。)を加える金利ショックをいう。

$$\underline{\Delta S_{flattener,c}(t)} = 0.8 \cdot \left(\underline{\bar{S}_{short,c}} \cdot e^{\frac{-t}{\bar{x}}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \underline{\bar{S}_{long,c}} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{\bar{x}}} \right) \right\}$$

 $\Delta S_{flattener,c}(t)$ は、フラット化に関する金利変動幅

g この面において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅(以下この面において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。)を加える金利ショックをいう。

$$\underline{\Delta S_{short,c}(t)} = \underline{\bar{S}_{short,c}} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$$

元なじ																			
f この面において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じ	[同左]	アメリカ合衆国通貨	[同左]	シンガポール通貨	スウェーデン通貨	サウジアラビア通貨	[同左]	メキシコ通貨	大韓民国通貨	[同左]	インド通貨	[同左]	河市 河市	中華人民共和国(香港特別行政区)通	英国通貨	欧州経済通貨統合参加国通貨	[同左]	スイス通貨	カナダ通貨
t、通貨及び将来の期間ごとに、 h		[同左]		200	300	300		[同左]	400		500			250	300	250		<u>150</u>	300
<u> </u>		<u>150</u>		100	<u>150</u>	<u>150</u>		300	<u>200</u>		300			100	<u>150</u>	100		100	<u>150</u>

ラット化に関する金利変動幅」という。)を加える金利ショックをいう。

た算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅(以下この面において「フ

$$\underline{\Delta R_{flattener,c}(t)} = 0.8 \cdot \left(\underline{\bar{R}_{short,c}} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \underline{\bar{R}_{long,c}} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

 $\Delta R_{flattener,c}(t)$ は、フラット化に関する金利変動幅

g この面において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅(以下この面において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。)を加える金利ショックをいう。

$$\underline{\Delta R_{short,c}(t)} = \underline{\bar{R}_{short,c}} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$$

削る。]	[h~q 略]	$\Delta S_{short,c}(oldsymbol{t})$ は、短期金利上昇に関する金利変動幅
<u> この面におけるロ欄、ニ欄及び〜欄の「前期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該欄</u>	[h~q 同左]	$\Delta R_{short,c}(t)$ は、短期金利上昇に関する金利変動幅

[(第三十一面) ~ (第三十八面) 略]

は記載することを要しない。

[(第三十一面) ~ (第三十八面) 同左]

(別紙様式第五号)

OV1:リスク・アセットの転販

郡

るものとする。 Ê この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ

[a~ww 略]

xx <u>項番25</u> 「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手 用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本額 合にあっては自己資本比率告示第百五十五条の三の規定により、250パーセントのリスク・ウェイトが適 法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の三の規定により、内部格付手法を採用した場 (~欄及び二欄) をそれぞれ記載すること。

[yy~ccc 略]

(第二面)

(単位:百万円)

CR 1:資産の信用の質

囷

るものとする この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ

算することをいう。) に係る信用リスクは対象外とする リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計 なし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)及び信用 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみ

ャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由(自己資本比率告示第百八十二条第 ポージャー(自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポージャーを含む。)に該当するエクスポージ イ欄には、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条に規定する延帯エクス

(別紙様式第五号)

(第一面)

(単位:百万円)

OV1:リスク・アセットの蝦夷

(単位:百万円) (第一面)

 $\widehat{\mathbb{H}}$

同左

るものとする。 この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ

[a~ww 同左]

xx <u>項番23</u> 「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手 合にあっては自己資本比率告示第百五十五条の三の規定により、250パーセントのリスク・ウェイトが適 法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の三の規定により、内部格付手法を採用した場 用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本額 (〜欄及び二欄) をそれぞれ記載すること。

[yy~ccc 同左]

CR1:資産の信用の質

[五三]

るものとする この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ

リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計 なし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)及び信用 算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみ

[a~j 同左]

k イ欄には、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条に規定する延帯エクス 四十八条第五項及び第四十九条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上 ポージャー(自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポージャーを含む。また、自己資本比率告示第

(第二面)

(単位:百万円)

事由の判定基準につき、説明を付すこと(資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載す 解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォルト -項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。)が生じ、その後当該デフォルト事由が

 $[1 \sim p]$ 西

CR2:デフォルトした貸出金・有価証券等(うち負債性のもの)の残高の変動

器

るものとする この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ

なし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)及び信用 算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみ

<u>む</u>。)に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由(自己資本比率告示第 十八条に規定する延帯エクスポージャー(自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポージャーを含 オルト事由が解消されていない状態を指すものとする 百八十二条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。)が生じ、その後当該デフ この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四

> すること。)。 が解消されていないエクスポージャーの額をそれぞれ記載するとともに、自金融機関が採用するデフォル 第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。)が生じ、その後当該デフォルト事由 定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをいう。) に該当するエクスポー ジャーの額を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由(自己資本比率告示第百八十二条 あっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞していることを同項に規 延帯債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて九十日超を用いている場合に ト事由の判定基準につき、説明を付すこと(資産区分等により判定基準が異なる場合には、その全てを記載

[1~p 同左]

(第三面)

(単位:百万円)

CR2:デフォルトした貸出金・有価証券等(うち負債性のもの)の残高の変動

(単位:百万円) (第三面)

五三

るものとする この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ

リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計 算することをいう。) に係る信用リスクは対象外とする なし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。) 及び信用 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみ

フォルト事由が解消されていない状態を指すものとする。 第百八十二条第一項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。)が生じ、その後当該デ いう。)に該当する状態を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由(自己資本比率告示 条第四項に規定する三月以上延帯債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、三月以上に代えて む。また、自己資本比率告示第四十八条第五項及び第四十九条第二項の規定により金融再生法施行規則第四 十八条に規定する延帯エクスポージャー(自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポージャーを含 延帯していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーを 九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超 この面において「デフォルト状態」とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四

[b~i 同左]

[b~i 略]

Ê CR3:信用リスク削減手法 圂

るものとする この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ

算することをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。 リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計 なし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)及び信用 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみ

いないエクスポージャーを指すものとする するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。)が生じ、その後当該デフォルト事由が解消されて お、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条 内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由(自己資本比率告示第百八十二条第一項に規定 に規定する延帯エクスポージャー(自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポージャーを<u>含む</u>。)を、 ージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。な 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計(1+2+3)」の項に記載されたエクスポ

 $[f\!\sim\!\!m$ 墨

(第五面)

(単位:百万円、%)

CR4:標準的手法―信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果

囷

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ

(第四面)

(単位:百万円)

CR3:信用リスク削減手法

(単位:百万円)

(第四面)

開土

るものとする。 この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ

リスク・アセットのみなし計算(自己資本比率告示第百四十四条の規定により信用リスク・アセットの額を計 なし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)及び信用 算することをいう。) に係る信用リスクは対象外とする この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク、リスク・ウェイトのみ

[a~d 同左]

消されていないエクスポージャーを指すものとする \dot{D}_{o})を、内部格付手法が適用される資産においてはデフォルト事由(自己資本比率告示第百八十二条第一 お、デフォルト状態にある資産とは、標準的手法が適用される資産においては自己資本比率告示第四十八条 項に規定するデフォルト事由をいう。以下この面において同じ。)が生じ、その後当該デフォルト事由が解 日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として九十日超延滞 四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準として、 ージャーのうち、報告基準日時点においてデフォルト状態にある資産を対象として計数を記載すること。な 項番5「うちデフォルトしたもの」の項には、項番4「合計(1+2+3)」の項に記載されたエクスポ に規定する延滞エクスポージャー(自己資本比率告示第四十九条に規定するエクスポージャーを<u>含む</u>。 _ていることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由としたエクスポージャーをv 自己資本比率告示第四十八条第五項及び第四十九条第二項の規定により金融再生法施行規則第四条第

[f~m 同左

CR4:標準的手法―信用リスク・エクスポージャーと信用リスク削減手法の効果

(単位:百万円、%)

(第五面)

[]左[]

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ

るものとする。

信用リスクは対象外とする。 みなし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)_に係る この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトの

[a~ee 略]

係る額を記載すること。また、項番10aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。 一(自己資本比率告示第四十八条に規定する延帯エクスポージャーを<u>いう</u>。以下この面において同じ。)に 項番 10a「延帯等(自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。)」の項には、延帯エクスポージャ

gg~pp

墨

CR5a:標準的手法一資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー

囷

るものとする この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ

信用リスクは対象外とする。 みなし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)に係る この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトの

[a~bb 略]

cc 項番 10a「延滞等(自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。)」の項には、延滞エクスポージャ 係る額を記載すること。また、項番10aに計上しているものは、他の項に重複して計上しないこと。 一(自己資本比率告示第四十八条に規定する延帯エクスポージャーを<u>いう</u>。以下この面において同じ。)に

るものとする

を裏付けとするエクスポージャー (リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。) に係る信 用リスクは対象外とする この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引

[a~ee 同左]

ff 項番 10a「延滞等(自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。)」の項には、延滞エクスポージャ 計上しているものは、他の頃に重複して計上しないこと。 日を起算日として九十日超延滞し り金融再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延帯債権に該当する事由が生じた場合に係る基準 一(自己資本比率告示第四十八条に規定する延滞エクスポージャーを<u>いう。ただし、同条第五項の規定によ</u> としたエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。)に係る額を記載すること。 三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌 <u>、ていることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由</u>

[gg~pp 同左]

(単位:百万円) (第六面)

CR5a:標準的手法一資産クラス及びリスク・ウェイト別の信用リスク・エクスポージャー

[]五同]

るものとする。 この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ

みなし計算(自己資本比率告示第五十三条の四の規定によりリスク・ウェイトを算出することをいう。)に係る 信用リスクは対象外とする。 この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及びリスク・ウェイトの

[a~bb 同左]

cc 項番 10a 「延滞等(自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。)」の項には、延滞エクスポージャ て、三月以上に代えて九十日超を用いている場合にあっては、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を 再生法施行規則第四条第四項に規定する三月以上延滞債権に該当する事由が生じた場合に係る基準とし 一(自己資本比率告示第四十八条に規定する延帯エクスポージャーを<u>いう。ただし、同条第五項により金融</u> 起算日として九十日超延滞していることを同項に規定する要管理債権に該当するものと査定する事由とし <u>たエクスポージャーをいう</u>。以下この面において同じ。)に係る額を記載すること。また、項番 10a に計上

(単位:百万円) (第六面)

[dd~jj 略]

[(第六面の二) ~ (第二十三面) 翆

(第二十四面)

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク

园

るものとする。 この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ

測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。 また、自金融機関がこの面の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計

動幅(ベーシス・ポイント)」を加える金利ショックをいう。 間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「パラレルシフトに関する金利変 この面において「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期

225	大韓民国通貨
	[略]
325	インド通貨
	[略]
	貨
225	中華人民共和国(香港特別行政区)通
<u>275</u>	英国通貨
225	欧州経済通貨統合参加国通貨
$\frac{225}{2}$	中華人民共和国通貨
<u>175</u>	スイス通貨
	[略]
350	オーストラリア通貨
	[略]
パラレルシフトに関する金利変動幅(ベーシス・ポイント)	通貨
・の日に、クロントでは、この	男子 へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

[dd~jj 同左] しているものは、他の項に重複して計上しないこと。

[(第六面の二) ~ (第二十三面)

(単位:百万円)

(第二十四面) 同左

IRRBB1:金利リスク

Ê

[司左]

るものとする。 この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ

測している場合には、当該金利リスクを追加して記載することができる。 また、自金融機関がこの面の定めるところにより記載が必要とされている金利リスク以外の金利リスクを計

[a·b 同左]

間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の表に定める「パラレルシフトに関する金利変 動幅(ベーシス・ポイント)」を加える金利ショックをいう。 この面において「上方パラレルシフト」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期

100 H /	
通貨	パラレルシフトに関する金利変動幅(ベーシス・ポイント)
[同左]	
オーストラリア通貨	300
[同左]	
スイス通貨	100
中華人民共和国通貨	<u>250</u>
欧州経済通貨統合参加国通貨	<u>200</u>
英国通貨	<u>250</u>
中華人民共和国(香港特別行政区)通	<u>200</u>
河	
[同左]	
インド通貨	<u>400</u>
[同左]	
大韓民国通貨	300

[昭各]	南アフリカ共和国通貨	[略]	シンガポール通貨	スウェーデン通貨	サウジアラビア通貨	[略]
	325		<u>175</u>	<u>275</u>	<u>275</u>	

じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅(以下この面において 「スティープ化に関する金利変動幅」という。)を加える金利ショックをいう。 この面において「スティープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応

$$\underline{\Delta S_{steepener,c}(t)} = -0.65 \cdot \left(\underline{\overline{S}_{short,c}} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \underline{\overline{S}_{long,c}} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

 $\Delta S_{steepener,c}(t)$ は、スティープ化に関する金利変動幅

cは、通貨(以下この面において同じ。)

は、、将来の期間を年数で表した値(以下この面において同じ。)

 $\overline{S_{short,c}}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅(ベーシス・ポイント)」(以 下この面において同じ。)

下この面において同じ。)

xは、4(以下この面において同じ。)

E ()		
3/EC	短期金利に関する金利変動幅	長期金利に関する金利変動幅
Œ	(ベーシス・ポイント)	(ベーシス・ポイント)
[科]		
オーストラリア通貨	<u>425</u>	300
[略]		
カナダ通貨	<u>275</u>	<u>175</u>
スイス通貨	<u>250</u>	<u>200</u>
[略]		
欧州経济通貨統合参加国通貨	<u>350</u>	<u>200</u>

|--|

e この面において「スティープ化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応 じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅(以下この面において 「スティープ化に関する金利変動幅」という。)を加える金利ショックをいう。

$$\underline{\Delta R_{steepener,c}(t)} = -0.65 \cdot \left(\underline{\bar{R}_{short,c}} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) + 0.9 \cdot \left\{ \underline{\bar{R}_{long,c}} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

 $\Delta R_{\mathit{Steepener,c}}(t)$ は、スティープ化に関する金利変動幅

cは、通貨(以下この面において同じ。)

は、将来の期間を年数で表した値(以下この面において同じ。)

 $ar{R}_{short,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「短期金利に関する金利変動幅(ベーシス・ポイント)」(以

 $ar{\mathbf{R}}_{long,c}$ は、通貨に応じて、次の表に定める「長期金利に関する金利変動幅(ベーシス・ポイント)」(U)下この面において同じ。)

xは、4 (以下この面において同じ。)

下この面において同じ。)

								ш-,
欧州経済通貨統合参加国通貨	[同左]	スイス通貨	カナダ通貨	[同左]	オーストラリア通貨	[同左]	风道	"上"
<u>250</u>		<u>150</u>	300		<u>450</u>		(ベーシス・ポイント)	短期金利に関する金利変動幅
100		100	<u>150</u>		<u>200</u>		(ベーシス・ポイント)	長期金利に関する金利変動幅

[略]	アメリカ合衆国通貨	[略]	シンガポール通貨	スウェーデン通貨	サウジアラビア通貨	[略]	メキシコ通貨	大韓民国通貨	[略]	インド通貨	[略]	貨	中華人民共和国(香港特別行政区)通	英国通貨
	[略]		<u>250</u>	425	<u>375</u>		[略]	<u>350</u>		475			<u>375</u>	425
	225		225	200	<u>250</u>		200	225		225			200	<u>250</u>

[九三]

インド通貨

500

300

[同左]

大韓民国通貨
メキシコ通貨

[同左]

300

200

400

サウジアラビア通貨

[元]

中華人民共和国(香港特別行政区)通

250

300

150

100

英国通貨

f この面において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅(以下この面において「フラット化に関する金利変動幅」という。)を加える金利ショックをいう。

[用左]

スウェーデン通貨シンガポール通貨

300 300

150

150

[同左]

アメリカ合衆国通貨

四月

150

$$\underline{\Delta S_{flattener,c}(t)} = 0.8 \cdot \left(\underline{\tilde{S}_{short,c}} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \underline{\tilde{S}_{long,c}} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$$

 $\Delta S_{flattener,c}(t)$ は、フラット化に関する金利変動幅

g この面において「短期金利上昇」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅(以下この面において「短期金利上昇に関する金利変動幅」という。)を加える金利ショックをいう。

$$\underline{\Delta S_{short,c}(t)} = \underline{\bar{S}_{short,c}} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$$

 $\Delta S_{short,c}(t)$ は、短期金利上昇に関する金利変動幅

[h~q 略] [削る。]

👱 この面におけるロ欄、ニ欄及び〜欄の「前半期末」が平成三十年三月三十一日前となる場合には、当該

[h~q 同左]

 $\Delta R_{short,c}(t)$ は、短期金利上昇に関する金利変動幅

 $\underline{\Delta R_{short,c}(t)} = \underline{\bar{R}_{short,c}} \cdot e^{\frac{-t}{x}}$

欄は記載することを要しない。

△R _{flattenere} (t)は、フラット化に関する金利変動幅	$\underline{\Delta R_{flattener,c}(t)} = 0.8 \cdot \left(\overline{R_{short,c}} \cdot e^{\frac{-t}{x}} \right) - 0.6 \cdot \left\{ \overline{R_{long,c}} \cdot \left(1 - e^{\frac{-t}{x}} \right) \right\}$	ラット化に関する金利変動幅」という。)を加える金利ショックをいう。	た算出基準日時点のリスクフリー・レートに、次の算式を用いて得た金利変動幅(以下この面において「フ	f この面において「フラット化」とは、通貨及び将来の期間ごとに、当該通貨及び当該将来の期間に応じ
--	---	-----------------------------------	--	--

	備考 表中の []の記載は注記である。
[(第二面) ~ (第六面) 同左] 8	[(第二面)~(第六面)略]
[ww~aaa 同左]	[ww~aaa 略]
(^欄及び二欄) をそれぞれ記載すること。	(^欄及び二欄) をそれぞれ記載すること。
用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本額	用されるエクスポージャーに係るリスク・アセットの額(イ欄及びロ欄)及びこれに係る所要自己資本額
合にあっては自己資本比率告示第百五十五条の三の規定により、250パーセントのリスク・ウェイトが適	合にあっては自己資本比率告示第百五十五条の三の規定により、250 パーセントのリスク・ウェイトが適
法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の三の規定により、内部格付手法を採用した場	法を採用した場合にあっては自己資本比率告示第五十三条の三の規定により、内部格付手法を採用した場
w <u>項番 23</u> 「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手	w <u>項番</u> 窓「特定項目のうち、調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー」の項には、標準的手 w
[a~wu 同左]	[a~uu 略]
るものとする。	るものとする。
この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ	この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によ
	(注) (注)
[同左]	[路]
OV1:リスク・アセットの概要	OV1:リスク・アセットの概要 O
(単位:百万円)	(単位:百万円)
(第一面)	(第一面)
(別鄉(株式第七号)	(別)(株式第七号)
_	

この告示は、

第二十四面の改正規定は、 令和八年三月三十一日から適用する。

令和七年三月三十一日から適用する。ただし、

別紙様式第二号第三十面及び別紙様式第五号

- 19 -